

## 第61回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料

1. 平成28年度のごみ処理量等について	
(1) 平成28年度ごみ処理量	..... 1
(2) 平成28年度ごみ量(収集量・搬入量)	..... 3
(3) 平成29年度ごみ量(収集量・搬入量)	..... 4
2. ごみ減量等の取組について	
(1) 生ごみ減量(食品ロス削減)の取組	..... 5
(2) 分別排出の徹底	.....10
(3) その他の取組	.....17

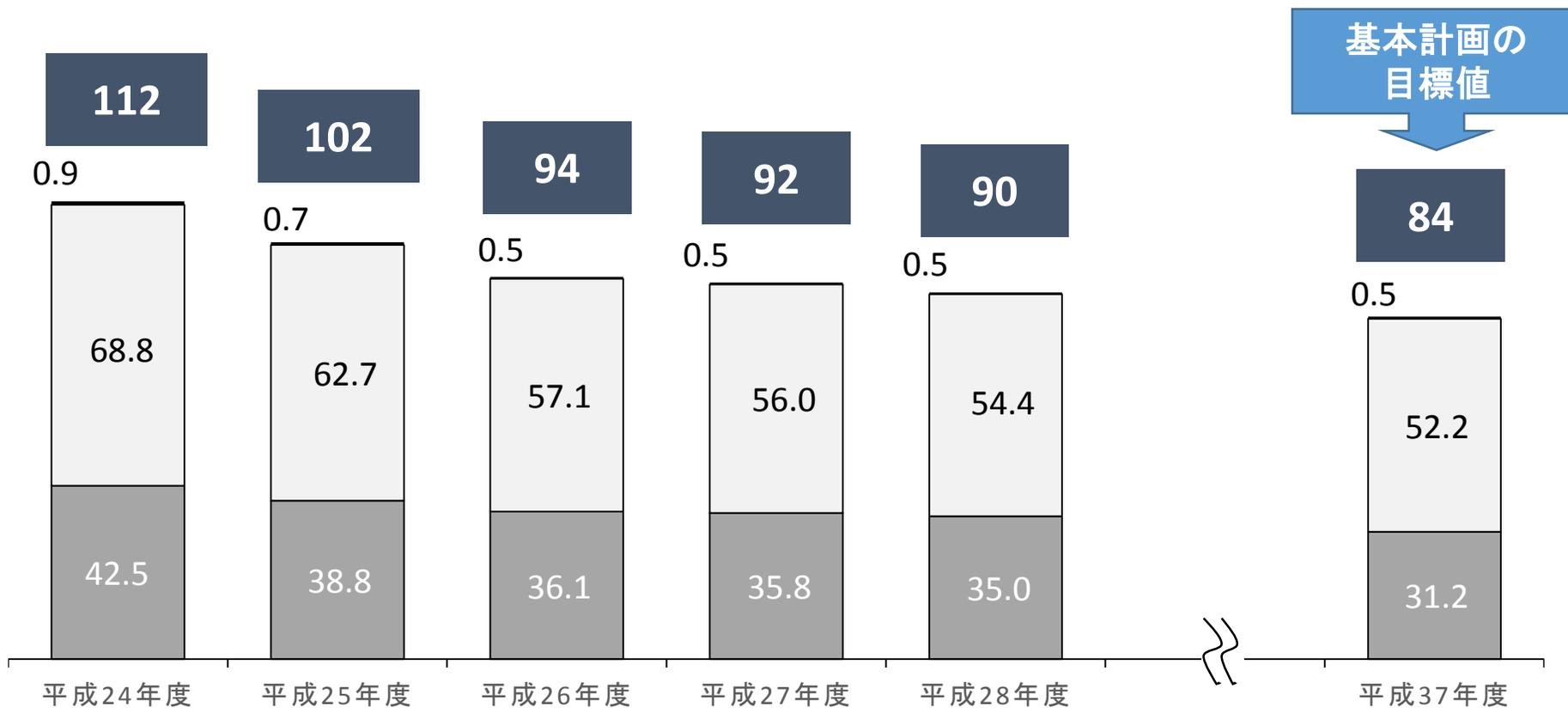
# 1. 平成28年度のごみ処理量等について

## (1) 平成28年度ごみ処理量

### 大阪市のごみ処理量の推移

■ 環境系ごみ   □ 事業系ごみ   ■ 家庭系ごみ

(単位:万トン)



※各数値の小数点以下は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

# 1. 平成28年度のごみ処理量等について

## ごみ処理量

(単位:トン)

	ごみ処理量実績		差 引	対前年度比
	平成27年度	平成28年度		
家庭系ごみ	358,051	349,978	▲8,073	▲2.25%
事業系ごみ	559,673	544,140	▲15,533	▲2.78%
環境系ごみ	4,799	4,688	▲111	▲2.31%
合計	922,523	898,806	▲23,717	▲2.57%

## 大阪市の人口・世帯数

(単位:人・世帯)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人 口	2,674,154	2,678,663	2,679,808	2,691,185	2,702,033
世帯数	1,332,002	1,338,910	1,345,055	1,354,793	1,372,670

出典:大阪統計書(平成27年は国勢調査結果。その他は各年10月1日の推計人口又は修正推計人口)

## 市民一人一日あたりのごみ排出量

(単位:グラム)

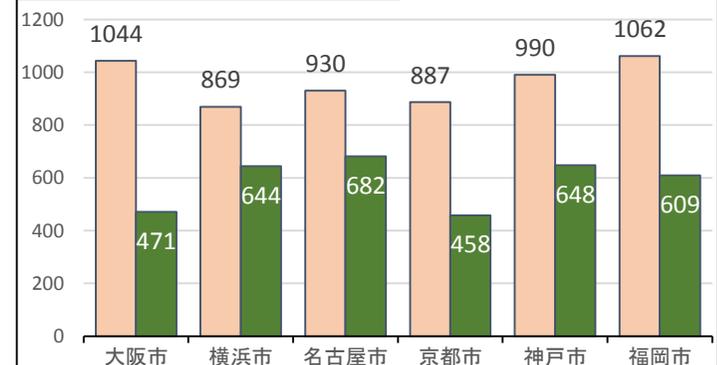
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活系ごみ	524 (-) 〱	497 (▲5.2%) 〱	473 (▲4.8%) 〱	471 (▲0.4%) 〱	456 (▲3.2%) 〱
全 体	1,232 (-) 〱	1,142 (▲7.3%) 〱	1,060 (▲7.2%) 〱	1,044 (▲1.5%) 〱	1,009 (▲3.4%) 〱

生活系ごみとは家庭系ごみに環境系ごみ及び資源集団回収量を加えたもの  
 ごみ排出量÷人口÷365日または366日で計算  
 ( )内は前年度比、〱内は平成24年度比

## 主要都市との排出量比較 (平成27年度)

(単位:グラム)

□全体 ■生活系ごみ



出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果(平成27年度)」における、一人一日あたりのごみ排出量(集団回収量含む)排出量

# 1. 平成28年度のごみ処理量等について

## (2) 平成28年度ごみ量(収集量・搬入量)

### 大阪市のごみ量

(単位:トン)

	ごみ種別	平成27年度	平成28年度	差 引	対前年度比
家 庭 系	普通ごみ	338,929	331,623	▲7,306	▲2.16%
	資源ごみ	24,703	24,357	▲346	▲1.40%
	容器包装プラスチック	20,069	19,483	▲586	▲2.92%
	古紙・衣類	16,489	15,258	▲1,231	▲7.47%
	粗大ごみ	13,383	13,658	275	2.05%
	合計	413,573	404,379	▲9,194	▲2.22%
事 業 系	業者搬入	550,510	535,326	▲15,184	▲2.76%
	自己搬入	10,378	10,017	▲361	▲3.48%
	合計	560,888	545,343	▲15,545	▲2.77%
	環境系ごみ	4,799	4,688	▲111	▲2.31%
	<b>総合計</b>	<b>979,260</b>	<b>954,410</b>	<b>▲24,850</b>	<b>▲2.54%</b>

※資源ごみには、拠点回収での乾電池・蛍光灯管等の回収量を含む。(資源集団回収は含まない。)

# 1. 平成28年度のごみ量等について

## (3) 平成29年度ごみ量(収集量・搬入量) 《平成29年9月収集分まで》

古紙・衣類の持ち去り行為等の規制に関する条例改正の影響により、古紙・衣類の回収量は増加しているものの、普通ごみ及び事業系ごみは、ほぼ、横ばいで推移するなど、ごみ量全体としては、現状維持の状態となっている。

(単位:トン)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9月までの 累計	
家庭系ごみ	普通ごみ	28年度	28,192	29,397	26,952	26,936	27,887	26,632	26,999	27,281	31,091	28,516	23,915	27,825	165,996	
		29年度	26,934	30,125	27,262	27,475	28,217	26,325								166,338
		対前年比	95.5%	102.5%	101.2%	102.0%	101.2%	98.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.2%
	資源ごみ	28年度	1,889	2,156	2,026	2,126	2,441	2,104	1,962	1,882	2,048	2,113	1,706	1,904	12,742	
		29年度	1,830	2,216	2,093	2,242	2,440	2,094								12,915
		対前年比	96.9%	102.8%	103.3%	105.5%	100.0%	99.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	101.4%
	容器包装 プラスチック	28年度	1,660	1,649	1,623	1,596	1,598	1,632	1,530	1,565	1,799	1,649	1,476	1,706	9,758	
		29年度	1,569	1,663	1,681	1,585	1,662	1,595								9,755
		対前年比	94.5%	100.8%	103.6%	99.3%	104.0%	97.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	古紙・衣類	28年度	1,418	1,388	1,199	1,207	1,222	1,174	1,184	1,193	1,673	1,254	1,026	1,320	7,608	
		29年度	1,443	1,545	1,296	1,356	1,339	1,279								8,258
		対前年比	101.8%	111.3%	108.1%	112.3%	109.6%	108.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	108.5%
粗大ごみ	28年度	1,232	1,176	1,161	1,146	1,149	1,015	1,132	1,182	1,496	837	904	1,228	6,879		
	29年度	1,202	1,260	1,229	1,191	1,182	1,137								7,201	
	対前年比	97.6%	107.1%	105.9%	103.9%	102.9%	112.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	104.7%	
合計	28年度	34,391	35,766	32,961	33,011	34,297	32,557	32,807	33,103	38,107	34,369	29,027	33,983	202,983		
	29年度	32,978	36,809	33,561	33,849	34,840	32,430	0	0	0				204,467		
	対前年比	95.9%	102.9%	101.8%	102.5%	101.6%	99.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.7%	
事業系ごみ	28年度	45,452	45,986	45,840	46,895	46,333	44,910	46,175	44,454	50,487	42,892	40,164	45,755	275,416		
	29年度	44,722	46,549	45,353	47,411	46,259	44,494							274,788		
	対前年比	98.4%	101.2%	98.9%	101.1%	99.8%	99.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.8%	
合計	28年度	79,843	81,752	78,801	79,906	80,630	77,467	78,982	77,557	88,594	77,261	69,191	79,738	478,399		
	29年度	77,700	83,358	78,914	81,260	81,099	76,924							479,255		
	対前年比	97.3%	102.0%	100.1%	101.7%	100.6%	99.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.2%	

## 2. ごみ減量等の取組について

### (1) 生ごみ減量(食品ロス削減)の取組

#### 各種媒体を活用した積極的な情報発信

- ①大阪市広報紙への掲載(10月)
- ②市役所庁舎TVモニターへの掲載(10月)
- ③ごみ分別アプリを活用した情報発信
- ④大阪市ホームページでの情報発信
- ⑤啓発パンフレットへの特集ページの掲載

など

#### ①広報紙掲載記事

### 10月はごみ減量強化月間です

簡単にできる「食べきり」などで“もったいない”をなくしませんか？

大阪市のごみ処理量(一般廃棄物)は、着実に減少しています。しかし、家庭から出る普通ごみ33万トンのうち、約4万トンはまだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」です。これは1日あたり、ごみ収集車約80台分もの量になります。

“もったいない”と思いませんか？

大阪市では、『生ごみ3きり運動』(食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、捨てる際の「水きり」)や、会食等の始めと終りで残さず食べる『30・10(さんまるいちまる)運動』を推奨しています。



食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」

大阪市 食品ロス 検索

#### ②TVモニター放映状況



本庁舎市民ロビー

#### ③分別アプリ画面



#### ⑤啓発パンフレット掲載内容

### 食品ロスの現状と削減に向けて ～食べ物のムダをなくそう～

### 「食品ロス」年間632万トン！

「手つかずのまま捨てられている食品」や「食べのこし」といった無駄に捨てられている食品を「食品ロス」と言います。いったいどれくらいあるの知っていますか？日本での「食品ロス」は、年間約632万トンにも上ります。(農林水産省および環境省 平成25年度推計)  
国民1人あたりにすると、毎日、おおよそ茶碗1杯分(約136g)の食品を無駄に捨てることとなります。  
日本の食料自給率は現在39%(平成27年度)で、食べ物の多くを外国からの輸入に頼っていますが、その輸入量の約3割を廃棄しています。



手つかずのまま捨てられた食品

日本の「食品ロス」は、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量を大きく上回る量となっているだけでなく、ムダに廃棄することや過剰生産することにより、余剰なCO2を排出し、地球温暖化など多くの問題を引き起こしています。地球温暖化などの環境問題が、地球規模に及んでいる現在、「私たちにできること」として、食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していくことが必要です。

“もったいない”の気持ちで

## 2. ごみ減量等の取組について

### 各種イベントを活用した普及啓発の実施

- ①エコ・クッキングの開催  
3区で実施(今後3区で実施予定)
- ②区民まつりでの啓発活動  
17区で実施(雨天等により7区で中止)
- ③食育展での啓発活動(本市栄養士と連携)  
2区で実施
- ④親子対象市民セミナーの開催  
37名参加

など

#### ①エコクッキングの様子



#### ②区民まつりでの様子



#### ③食育展での様子



#### ④親子対象市民セミナーの様子



## 2. ごみ減量等の取組について

### 事業者と連携した取組

#### ○「食べ残しゼロ」推進店の認定制度の導入

- ・食品ロス削減に取り組む飲食店の認定制度の設計を進め、今年度中の導入をめざす。

##### 《 認定内容の具体例 》

小盛メニューの提供、食べきった来店者に対する特典付与など

- ・大阪市内に店舗展開する飲食事業者が多く加盟している(一社)大阪外食産業協会と食べ残しゼロ推進に関する連携協定を締結予定。

#### ○食品リサイクルに係る再生利用業指定制度の拡充

- ・「動植物性残渣(魚類の固形状粗を除く)」、「動植物性残渣(揚げかすに限る)」、「廃油(廃食用油に限る)」を一般廃棄物再生利用業の取扱い可能な廃棄物とした。(平成29年10月末時点で4件を指定)

#### ○多量排出事業者に対する働きかけ

- ・特定建築物への立入り指導の際に、食品廃棄物多量排出事業者に対して、食品リサイクル法の主旨説明やリサイクル促進についての働きかけを実施。

#### 特定建築物への指導実績

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象件数	4,352	4,344	4,345	4,316
指導件数	3,414	3,363	3,380	1,665 <sup>※</sup>

※ 平成29年度は9月末までの件数

## 2. ごみ減量等の取組について

### その他の取組

- 11月5日(日)開催の平野区ガレージセールにおいて、NPO法人と連携してフードドライブを実施  
(実施主体は「NPO法人ふーどばんくOSAKA」)

#### 《提供された食料品》

内 容:レトルト食品、乾麺、缶詰、ジャム、調味料等  
提供数等:20点(13名)

#### 【フードドライブ】

家庭で、賞味期限は切れていないが、忘れられて保管されたままになっている「もったいない食品」を、地域のイベントなどに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等やフードバンクに寄付するもの

#### ブースの様子



#### 提供された食料品



- 食育と連携した食品ロス削減に向けた取組の展開

- ・第3次大阪市食育推進計画(平成30年3月策定予定)において、食品ロスに関する市民意識(食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合)についての目標値を設定する。
- ・他部局と連携して、食育の観点からも食品ロス削減に向けた普及啓発を実施する。

※ 大阪市食育推進計画:市民が生涯を通じて健全な食生活を実践できるよう、家庭や地域をはじめ、様々な人や団体と連携・協働し、「食育」を推進することを基本方針として健康局が策定。教育委員会事務局や環境局など7部局が連携して目標達成に向けた取組を行うこととしている。

## 2. ごみ減量等の取組について

### その他の取組

○消滅型生ごみ処理器「キエーロ」を試験導入し、検証結果を本市ホームページで公開  
(現在、本市環境事業センター3か所で実証実験中)

#### 《検証結果》

- ・使用が推奨されている黒土での実証では、生ごみの投入後、概ね1週間程度でごみが消滅している。
- ・関西で容易に入手可能な赤土での実証では、一部のごみが固形物として残るなど、黒土での実証とは異なる結果となった。

#### 《今後の展開》

- ・実証結果を基に、本市施設のうち多くの生ごみを排出している学校園等の施設での導入をめざす。
- ・食品廃棄物減量の重要性についての認識向上及び家庭における生ごみ減量を推進する目的で、地域や廃棄物減量等推進員への体験モニターの実施や各種ガレージセール等の啓発イベントにおけるデモンストレーションを通じた普及啓発を実施予定。



生ごみを投入



水と混ぜて土を被せる



約1週間後消滅

## 2. ごみ減量等の取組について

### (2) 分別排出の徹底

#### 古紙・衣類の持ち去り行為等の規制

平成29年4月1日から、市民が本市の収集のために排出した、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出した古紙・衣類を対象として、廃棄物の減量と適正処理を促進する目的から、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」(以下、「廃棄物条例」という。)の一部改正を行い、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制している。

#### 1 規制対象

区 分	本市収集	コミュニティ回収等
対 象 者	●本市以外の者 ●本市から委託を受けた者以外の者	●活動を実施する団体から委託を受けた者以外の者
対 象 物	本市が定める、古紙・衣類	
対 象 場 所	●本市が定めた収集方法により収集されるために排出された場所	●活動を実施する団体が同活動のために収集等をする場所として市長に届け出た場所
対 象 行 為	収集、運搬又は保管、及び同左の行為をさせること	

#### 2 規制内容

廃棄物条例で規定するもの以外のものが、一般廃棄物処理計画の定めにより収集される古紙・衣類を、収集・運搬・保管すること等(持ち去り行為)を禁止する。

また、持ち去り行為の禁止規定に違反しているものから古紙・衣類の占有を取得する行為(古紙・衣類の譲受け)を禁止する。

## 2. ごみ減量等の取組について

### 古紙・衣類の持ち去り行為等の規制

#### 3 罰則・氏名公表等(10月以降)

禁止行為を行ったものに対しては、5万円以下の過料を科すとともに、法人等に対しても同様の過料を科す。また、氏名又は名称等を公表する場合がある。

さらに、古紙・衣類の譲受け行為を行ったものに対しては、指導や勧告を行うとともに、氏名又は名称を公表する場合がある。

#### 《平成29年3月市会での意見》

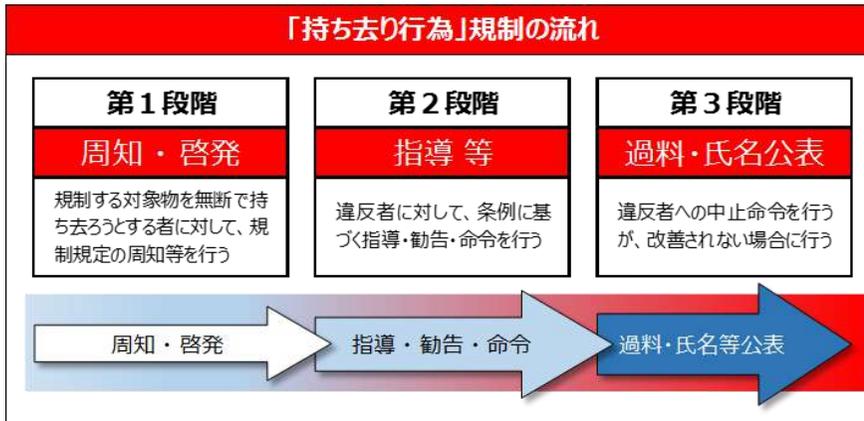
- ・古紙等が持ち去られる行為は、本市のリサイクル施策に対する市民の信頼を損なう行為であり、決して許されるべきではないと考える。
- ・古紙等が無断で持ち去られることにより、大阪市が責任を持って処理することができず、その後適正に処理されている確認も出来ないことから、本市の一般廃棄物処理責任を果たすこともできなくなる。
- ・持ち去り行為は、本市やコミュニティ回収活動団体に対し、財産上の損害を与えるだけでなく、持ち去り防止のための見回り等の負担を地域に強いる行為であり、これを絶対に見過ごす事は出来ない。
- ・持ち去り行為については、本市の推進するコミュニティ回収の活動を阻害することにつながることから、厳正に対処すべきであり、今回の条例改正を契機に、持ち去り防止にしっかり取り組んでほしい。

## 2. ごみ減量等の取組について

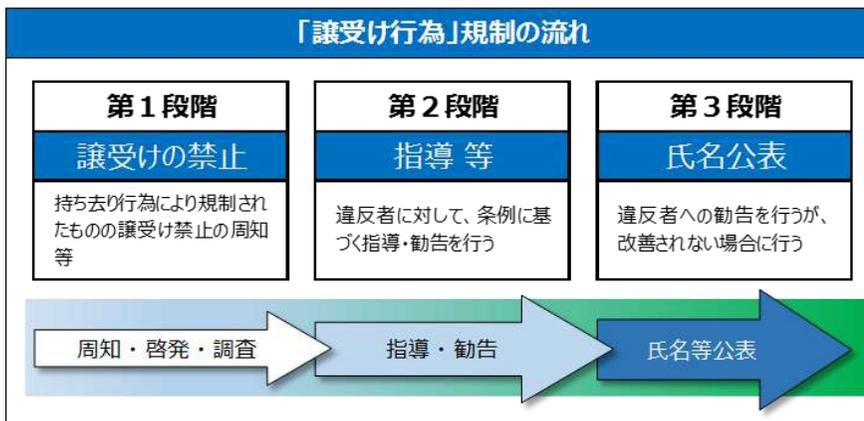
### 古紙・衣類の持ち去り行為等の規制

違反者に対する罰則規定が施行される10月からは、取り締まりの強化を図るとともに、持ち去り行為を行いにくい環境づくりに取り組んでいる。

#### 「持ち去り行為」規制の流れ



#### 「譲受け行為」規制の流れ



#### ○古紙流通安定協会との協定締結

平成29年9月22日に古紙流通安定協会と協定を締結し、持ち去り行為等の根絶をめざし、それぞれの役割分担を明確にし、連携・協力を図りながら、協働して持ち去り行為等の防止に向けた対策を講じることとした。

#### 《連携協定における古紙流通安定協会の役割》

- ・収集及び問屋業界内での古紙・衣類の持ち去り行為等の防止に関する情報の共有化
- ・宣言書(古紙・衣類の持ち去りを行わないこと及び持ち去られた古紙・衣類を取り扱わないこと)の提出
- ・宣言書を提出した事業者への持ち去り行為等の根絶宣言ステッカーの配布・貼付など

#### 《古紙流通安定協会》

古紙業界と行政(近畿経済産業局、大阪府商工労働部、大阪市経済戦略局)が連携して、経済不況に伴う事態に対処し、古紙流通の安定を図り、大阪の古紙業界の健全な発展に資することを目的とした団体。

## 2. ごみ減量等の取組について

### 古紙・衣類の持ち去り行為等の規制

#### 現在の状況

- ・各環境事業センター(11か所)に担当職員を配置し、巡回パトロールをはじめ、持ち去り行為等に関する相談や目撃情報を受ける担当窓口を設けるなど、持ち去り行為の規制に対する体制を構築。
- ・罰則規定の施行に伴い、違反者に対する指導を開始。

《平成29年10月末時点:指導等13件(指導12件、勧告1件)》

#### 広報用ポスター

時期	内容
平成29年3月27日	持ち去り行為等を規制する条例改正案が市会で可決
平成29年4月1日	持ち去り行為等を規制する条例が施行
平成29年9月22日	古紙流通安定協会と古紙・衣類の持ち去り行為の防止に向けた連携・協力をを行う協定を締結
平成29年10月1日	持ち去り行為等に対する罰則規定の施行

## 2. ごみ減量等の取組について

### コミュニティ回収の拡大

大阪市では、平成11年度から、地域の住民団体が実施する資源集団回収活動の支援を行っており、平成25年10月からは「古紙・衣類」の行政回収を開始し、古紙等のリサイクルを推進することによるごみ減量を進めている。

平成26年度からは、行政回収に代わって地域コミュニティが主体となって行う「コミュニティ回収」を開始し、将来的には行政回収からの移行をめざし、促進を図っている。

コミュニティ回収は、住民にとって排出方法が変わらず、さらに地域コミュニティにとっては、古紙・衣類の売却益や大阪市からの支援が得られるメリットがある。また、大阪市にとっては、ごみ減量による処分コストの削減に加え、行政回収からの転換による収集運搬コストの削減も図ることが期待できる。  
《平成29年10月末時点活動団体数・・・32団体》

コミュニティ回収活動団体数と古紙・衣類回収量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動団体数	1団体	10団体	21団体
回収量	99トン	961トン	2,219トン

### スプレー缶・カセットボンベ類の分別収集

平成29年4月24日から、これまで「使いきり、火の気のない風通しの良い場所で穴をあけて」普通ごみとして排出していたスプレー缶等について、「使いきり、穴をあけずに」資源ごみとして排出するよう変更した。

なお、平成29年10月末時点で変更に伴う事故等は報告されていない。  
《平成29年9月末までの収集実績・・・49トン》

#### 市民向け周知文

大阪市にお住まいの皆様へ

平成29年4月24日（月曜日）から！

スプレー缶・カセットボンベ類の  
出し方が変わります!!

火災や事故を防止するため、次の手順でお出しいただくよう、皆様のご協力をお願いいたします。

- ① 必ず中身を使いきって、
- ② 穴をあけずに  
透明または半透明の袋に入れて、
- ③ 「資源ごみ」の収集日に  
「資源ごみ」とは別にしてお出しください。

※塗料スプレー（ラッカー等）については、中身を使いきり、穴をあけずに「普通ごみ」の収集日にお出しください。

## 2. ごみ減量等の取組について

### プラスチック分別リサイクルモデル実証事業への参加

- ・容器包装リサイクル制度については、分別収集を実施する自治体の財政負担等が大きいことから、本市としても自治体の負担軽減に向けた国等への要望を重ねて行ってきた。
- ・今年度、環境省が「容器包装以外の製品プラスチックの一括回収、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握する」ための実証事業を実施することとなった。
- ・本市としても、回収可能な資源を繰り返し循環利用することを実現するリサイクルシステムを実証する国の動きへ協力するとともに、家庭から排出される容器包装以外の製品プラスチックを含めて回収することに伴う分別協力率の向上等の効果について市として検証することができることから、当該実証事業に参加している。

実施時期：平成29年11月（1か月間）

実施地域：鶴見区の一部（榎本連合振興町会区域）

### 対象地域向け周知文

プラスチック分別リサイクルモデル実証事業（環境省モデル事業）

榎本連合振興町会区域のみなさま

## “ご協力のお願い”

平成29年 **11** 月の **1** ヶ月間、「プラスチック」は  
**容器包装プラスチック**の日にお出しいただき(週1回)

※大阪市が収集している世帯に限ります

現在、容器包装プラスチックとして収集しているもの

▶ プラマークがあるもの

玉子のパック  
ペットボトルのキャップやラベル  
魚や肉などのトレイ  
白色パック  
お菓子などのふくろ  
マヨネーズなどの容器  
レトルトパック

現在、普通ごみで収集している製品プラスチック

プラスチック製食品保存容器  
プラスチック製のおもちゃ  
プラスチック製のコップ  
歯ブラシ  
プラスチック製バケツ  
ボールペン  
プラスチック製のスプーンなど  
ホース  
ストロー  
フタケース

期間中はまとめてお出しいただき

地域	収集曜日	収集日（11月）
放出東1～3丁目	水曜日	1・8・15・22・29
今津北・今津中・今津南	月曜日	6・13・20・27

これらはプラスチックとして出さないでください

使い捨てライターなどの危険物は、使い捨てから普通ごみにお出しいただき

おもちゃに付属する乾電池は必ず取り外して、拠点回収にご協力ください

1辺が30cm以上のもの、標状で1m以上のものは、粗大ごみとしてお申込みください

お問い合わせは 城北環境事業センター 6913-3960、  
または家庭ごみ減量課 6630-3252 まで

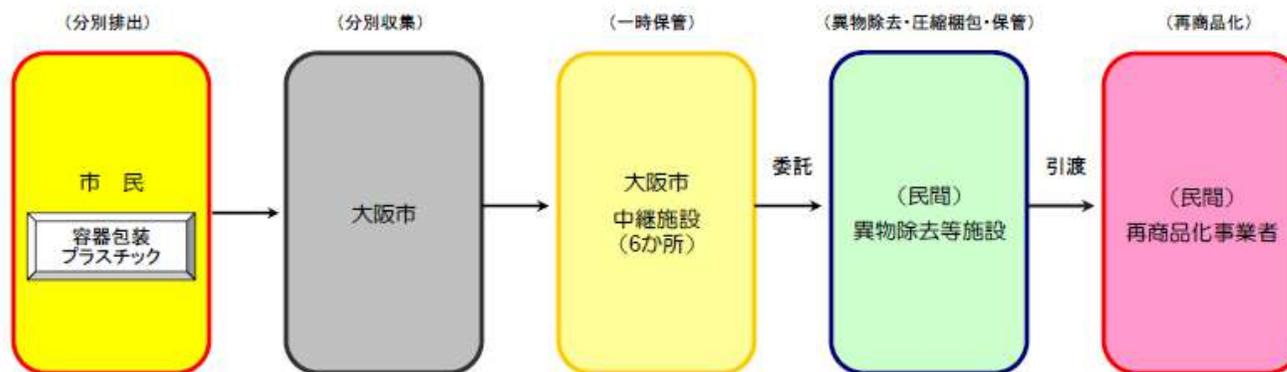
大阪府環境局

## 2. ごみ減量等の取組について

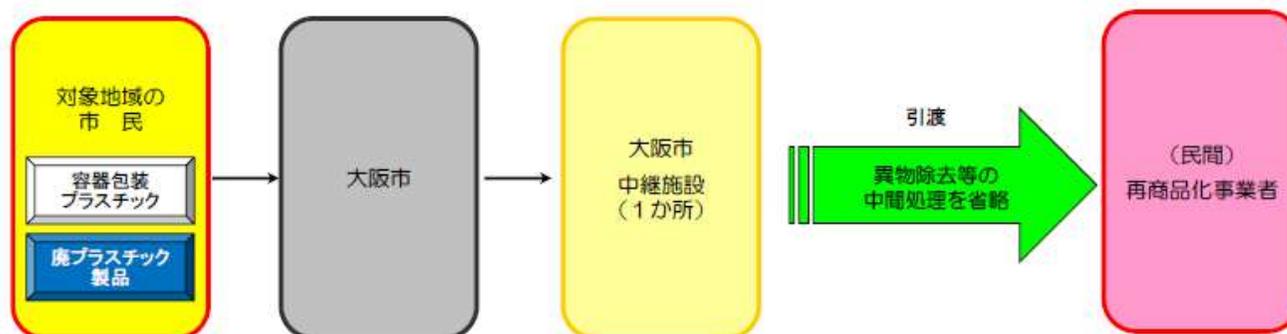
### プラスチック分別リサイクルモデル実証事業への参加

#### 「地域におけるプラスチック分別リサイクルモデル実証事業」資源化フロー

##### 《 現行 》



##### 《 平成29年11月の1か月間 》



## 2. ごみ減量等の取組について

### (3) その他の取組

#### 廃棄物減量等推進員の活用

##### 《現在の活動状況》

- ・平成15年10月の設置以降、分別排出の徹底などの施策の周知・啓発、ガレージセール等のイベントにおけるごみ減量意識の向上を目的とした取り組みにより、ごみ減量・3Rの推進に向けた活動を実践。
- ・地域において開催するリサイクル工作教室やごみ分別学習会、小学校への出前授業(体験学習)などへの参加や、ガレージセールの開催などを通じて、地域と一体となったごみ減量・3Rの推進の取組みを実施。
- ・コミュニティ回収活動の拡充、資源集団回収活動の活性化に向け、推進員が中心となり、地域と大阪市が連携を深めながら活動を実施。

##### 《課題》

- ・推進員のごみ減量に関する知識や情報の有無に大きな差がある。
- ・区単位での推進員の活動状況にもばらつきがあり、研修会等で習得した知識を地域での普及啓発活動に十分に活用できていない。



##### 《今後の取組》

- ・推進員の知識底上げのため、具体的取組の紹介や参加型研修の導入など研修体制の見直しを図る。
- ・コミュニティ回収活動の、さらなる充実・拡大に向け、推進員が制度の内容をより理解し、地域において実施に向けた働きかけができるよう、研修内容の充実を図る。
- ・推進員が自らの体験に基づいた普及啓発を地域で実施できるよう、消滅型生ごみ処理機「キエーロ」の体験モニターを実施する。
- ・環境事業センターと区役所がそれぞれの持つ地域の情報共有を図り、災害時のごみ収集体制の構築などを通じて推進員が集い、相互の連携を深めるための場や、推進員が主体となって実施する、さらなる活動の場を設定する。